

質問の件名及び質問の要旨(質問時間)	答弁を求める者
<p>1 本市の道徳教育の現状について (45分)</p> <p>我が国の子どもたちは、「生命尊重の心や自尊感情が乏しいこと、基本的な生活習慣の確立が不十分、規範意識の低下、人間関係を築く力や集団活動を通した社会性の育成が不十分などといった指摘がなされています（平成20年中央教育審議会答申）」とあります。</p> <p>道徳教育については、これらの課題を踏まえ、平成20年、21年に改定した新学習指導要領において充実・改善を図っています。</p> <p>子どもたちの豊かな人間性は、「学校」だけではなく、「家庭」や「地域社会」を通じて育まれます。道徳教育の充実に当たっては、保護者と学校・地域の連携が不可欠と思います。</p> <p>さて、教育基本法第1条は「教育の目的」として、「人格の完成」を目指すと定めています。要するに、国語や算数や社会や音楽や体育などの全ての教科、また特別活動や総合的な学習の時間などのあらゆる教育活動の目的は「人格の完成」に集約されるということです。</p> <p>教育基本法第2条は、こうした教育の目的を実現するために、「教育は、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」として、まず第1に「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」と示しています。このようなことから、本市の道徳教育について以下、質問いたします。</p> <p>(1) 小中学校における道徳の履修時間は。</p> <p>(2) 本市における道徳教育の重要点は。</p> <p>(3) 教科書（副読本）の選定方法は。</p> <p>(4) 道徳教育推進（専任）講師の配置について。</p> <p>(5) 道徳教材の活用について。</p> <p>(6) 道徳教育の教科化について本市の見解は。</p>	教育委員会委員長